

## グループホーム アコオ憩いの家倉敷三田

### ●入居対象者

- ・ 要支援 2～要介護 5（医師より認知症の診断を受け、介護保険で要介護認定を認定されている方）
- ・ 倉敷市在住の方

### ●料金等（平成 27 年 4 月 1 日改定）

【料金表（1日につき）】

認定区分	利用料金	※医療連携体制加算	※サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	合計	負担額
要支援 2	7,430円	—	60円	7,490円	749円
要介護 1	7,470円	390円		7,920円	792円
要介護 2	7,820円			8,270円	827円
要介護 3	8,060円			8,510円	851円
要介護 4	8,220円			8,670円	867円
要介護 5	8,380円			8,830円	883円

### 【医療連携体制加算・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）について】

医療連携体制加算	看護師を配置し、24時間連絡可能な体制と必要に応じて利用者の健康管理・医療面からの適切な指導、援助・医療機関との連絡調整等を行う体制を確保している事に対する加算
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	看護・介護職員の総数に占める常勤職員数が75%以上配置されている事に対する加算

### 【その他加算について1】（負担額は1日につき）

加算項目	内容	負担額
初期加算	入居日から30日以内の期間に限り30単位を加算	30円
夜間支援体制加算	宿直職員による夜間の加配に対する加算として25単位	25円
看取り介護加算	①医師が一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したもの ②利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係る計画がされていること ③医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得て介護が行われていること（看護師とは、当該事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る）	

	上記基準に適合する利用者に対して介護サービスを提供したことに 対する加算として、死亡日以前4日以上30日以下については1日 につき <b>144単位</b> を死亡月に加算	<b>144</b> 円
	上記基準に適合する利用者に対して介護サービスを提供したことに 対する加算として、死亡日の前日及び前々日については1日につき 680単位を死亡月に加算	680 円
	上記基準に適合する利用者に対して介護サービスを提供したことに 対する加算として、死亡日については1日につき1,280単位を 死亡月に加算	1,280 円
若年性認知症 利用者受入加 算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者 を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っ た場合、1日につき120単位を加算	120 円

【その他加算について2】（負担額は1月につき）

加算項目	内容	負担額
介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員の処遇改善の取り組みとして、利用 料金に各種加算減算を加えた1月につき、総 介護サービス費用にサービス加算率 <b>(8.3%)</b> を乗じた(10円未満の端数四捨五入)1割を負 担額とする。当該加算は、区分支給限度基準 額の算定対象から除外。	総介護サービス費 × <b>8.3%</b> (10円未満の端数四捨五入) × 0.1